

西日本豪雨による図書館災害復興支援のための 寄附金の募集について

北海道胆振東部地震で被災された図書館も支援します !!

1 趣旨

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨(以下「西日本豪雨」という。)は、全国各地に甚大な被害を残しました。図書館でも、資料の水損、建物の破損など西日本全域に被害が出ました。

今回の災害につきまして、図書館等の復旧には相当多くの人手が必要と思われまます。また損壊した地域の方々の文化的ライフラインの回復が一日も早くできるよう、本法人では被災した図書館への支援活動を行なっております。皆さんには、この支援活動を支えていただきためのご寄附をお願いする次第です。

この寄附金は今回の被災復旧への支援に加え、今後の災害支援にも活用させていただきます。

2 指定寄附金の名称

西日本豪雨による図書館災害復興支援のための指定寄附金

3 募集期間

2018年8月1日(水)から2019年3月31日(日)まで

4 募集金額

300万円 *ご寄付の20%を、この活動に必要な本法人運営に使用することがあります。

5 指定寄附金のお申込み先

寄附のお申込みにあたっては、【別紙1】申込書にご記入の上、下記の公益社団法人日本図書館協会宛に郵送、FAX、又はE-mailへの添付でお送りいただきますようお願いいたします。

〒104-0033

東京都中央区新川1-11-14

公益社団法人日本図書館協会

TEL: 03-3523-0811 Fax: 03-3523-0841

E-mail: somu@jla.or.jp

6 指定寄附金のお振込み

指定寄附のお振込みにあたっては、下記の郵便振込口座ないし銀行口座にお振込みくださるようお願いいたします。なお、恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担いただきますようお願いいたします。(必ず、事前にお申込書のご提出をお願いいたします。)

郵便振替でお振込みの場合

口座番号 00110-6-24181 加入者名 公益社団法人日本図書館協会
(通信欄に「図書館災害復興支援」とご記入ください。)

他の金融機関からお振込みの場合

銀行名：ゆうちょ銀行 〇一九 (ゼロイチキュウ) 店 (019)
口座番号：当座 0024181
カナ氏名：シャ ニホンショカンキョウカイ

7 税制上の優遇措置

本法人への寄附金には税制上の優遇措置が適用されます。寄付金は個人の場合、所得税の寄附金控除又は税額控除のどちらかを選択することができます。また、お住まいの都道府県・市町村の条例により、本法人が税額控除できる団体として指定されている場合には、個人住民税において寄附金税額控除を受けることができます。

税制上の優遇措置の詳しい説明は、【別紙 2】をご覧ください。

8 本指定寄附金の募集期間終了時に残金が生じた場合は、本法人の「図書館災害対策のための指定寄附金」に統合させていただきます。

【別紙1】

公益社団法人日本図書館協会への図書館災害復興支援のための寄附金申込書

(西暦) 年 月 日

公益社団法人日本図書館協会
理事長 森 茜 様

公益社団法人日本図書館協会の図書館災害復興支援のための寄附金募集の趣旨に賛同し、貴法人が行う図書館災害復興支援活動に役立てるため、貴法人に対し寄附することを申し込みます。

■金額： 金 _____ 円

振込予定日：(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便振替でお振込みの場合

口座番号：00110-6-24181 加入者名：公益社団法人日本図書館協会

他の金融機関からお振込みの場合

銀行名：ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店(019)

口座番号：当座 0024181 カナ氏名：ジャ) ニホトショカンキョウカイ

■寄附の使途：「1 西日本豪雨・胆振東部地震どちらの災害にも支援 2 西日本豪雨災害に支援 3 胆振東部地震災害に支援」を指定します。

(いずれかの番号に○をしてください)

■御芳名：(団体の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください)

■御団体名：(個人様の場合は、ご記入は不要です。)

■御担当者：(個人様の場合は、ご記入は不要です。)

御氏名： _____ 御所属： _____

御連絡先： _____

■御住所：〒 _____

*寄附者のお名前(個人名または団体名)等の本法人のホームページおよび機関誌等への掲載・公表について

名前、金額ともに承諾する

金額のみ、承諾する

名前のみ、承諾する

どちらも承諾しない

*寄附手続きに際しお知らせいただいた氏名・住所その他の個人情報、寄附金受入事務、統計分析、寄附者の顕彰上に必要な範囲、及びこれらに付随する事項を行うために適正な範囲で利用し、以上の目的以外には利用しません。

【別紙 2】

税制上の優遇措置

日本図書館協会は特定公益増進法人です。内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定（府益坦第 56 号）を受けておりますので、日本図書館協会への寄付金には特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、**寄附者は所得税・法人税の控除**が受けられます。

また、個人の寄付については、内閣府より、税額控除制度の適用も認められております。
(府益坦第 1320 号)

税制上の優遇措置を受けるためには「寄附金領収書」および、「公益社団法人に係る認定書」または「税額控除に係る証明書」が必要となります。

これらの書類については、寄附金の入金を確認され次第お送りいたします。

1 寄附者が個人の場合

[所得税]

個人の方の日本図書館協会への寄付金については、所得控除制度と税額控除制度の選択制です。いずれか有利な方を、ご自身でお選び下さい。*所得控除と税額控除の算出式については、別紙を参照ください。

1) 所得控除制度を選択した場合、確定申告にさいしては、以下の書類を所轄の税務署にご提出ください。

① 寄附金領収書 ②公益社団法人に係る認定書

2) 税額控除制度を選択した場合、確定申告にさいしては、以下の書類を所轄の税務署にご提出ください

① 寄附金領収書 ②税額控除に係る証明書

[住民税]

お住まいの都道府県・市区町村の条例により、日本図書館協会が税控除できる団体として指定されている場合には、個人住民税において寄附金税額控除を受けることができます。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村へ直接お問い合わせください。(東京都は条例により指定)

2 寄附者が会社等一般法人の場合（法人税）

一般寄附金とは別枠で、一定限度までの金額を別途損金に算入できます。以下の書類をご利用ください。

① 寄附金領収書 ②公益社団法人に係る認定書